

5月2日

○議長（兼田勝久君） ただいまから、平成24年第1回始良市議会臨時会を開会します。
(午前10時00分開会)

○議長（兼田勝久君） 本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議長において湯川逸郎議員と堀広子議員を指名します。

○議長（兼田勝久君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日5月2日の1日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。
本臨時会の会期は、本日5月2日の1日間と決定しました。
会期日程は、配付しています日程表のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第3、諸般の報告を行います。
市長より、報告第10号 損害賠償の額の決定及び平成24年度始良市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、報告書が提出されております。
また、議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりであります。お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） 日程第4、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

平成24年第1回始良市議会臨時会にあたりまして、株式会社寺田製作所との立地協定調印につきまして行政報告を申し上げます。

去る4月11日、本市加治木町小山田に立地いたします株式会社寺田製作所と本市との間で立地協定を締結いたしました。

同製作所では、本県のお茶の生産量の伸びが堅調であることや、九州地区における同社製の製茶機械の出荷が今後も増加することが予想されることから、新工場において、製茶機械装置の開発、設計、

製作を行う計画とのことであります。

なお、新工場は、平成24年9月操業開始を予定し、操業開始時に5人、10年後には30人の雇用を計画しておられます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで行政報告は終わりました。

○議長（兼田勝久君）

日程第5、議案第40号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）

日程第6、議案第41号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）

及び

日程第7、議案第42号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

までの3件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今臨時議会に提案しております議案第40号から議案第42号までの専決処分について承認を求める件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

これらの専決処分は、法改正に伴う始良市税条例ほか2件の条例の一部改正につきまして、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

まず、議案第40号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、始良市税条例を一部改正し、同日から施行したものであります。

今回の改正は、市民税の申告方法の簡略化と固定資産の課税において、宅地等や住宅等への特例が平成23年度で期限切れとなることによる期間延長、また、東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得に対する課税特例措置の延長などであります。

主な改正内容としましては、市民税の申告を行う際、寡婦（夫）控除を受ける方で、給与所得以外の所得または公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった方が控除を受ける場合に申告が不要となる改正を行っております。

また、固定資産税においては、新築住宅等に係る減税適用の申告を規定する附則中の引用条文の変更、宅地等や農地に対する特例措置の一部見直しと、これらの特例が平成26年度まで延長される旨の改正であります。

附則第15条におきましては、特別土地保有税の特例期間の延長と引用条文の読替え、また図書館や

幼稚園、博物館を所有する特定移行一般社団法人等への非課税の特例適用の申告について規定する項目が、附則第21条の2として新たに追加されております。

また、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例が、附則第22条の2として追加されておりますが、これは被災居住用財産を所有者等が権利譲渡する際に受ける特別控除の適用対象要件で、これまで3年とされた期間が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、いわゆる震災特例法の改正により7年に延長されたことによる条文の追加であります。

次に、議案第41号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、始良市都市計画税条例の一部改正し、同日から施行したものであります。

今回の改正内容は、都市計画税の課税において、宅地等や農地への特例が平成23年度で期限切れとなることによる期間延長と、宅地等に対する特例の一部見直しによる条文の繰り上げ、また引用条文の変更などであります。

附則第2項から附則第4項までと附則第6項から附則第8項までは、特例期間の延長による改正、附則第5項の削除により附則第6項から附則第12項まで、それぞれ1項ずつ繰り上げ、これによる引用条項の読替えを行っております。

次に、議案第42号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡につきまして、東日本大震災の被災者の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法が一部改正されました。これを受けて、地方税法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から適用されたため、始良市国民健康保険税条例の一部改正し、同日から施行したものであります。

通常、被災して居住の用をなさなくなった財産を譲渡する場合、居住用財産売却として3,000万円までの特別控除を受けることができますが、租税特別措置法ではこの適用期限を居住しなくなってから3年を経過する日の属する12月31日までの間と規定されております。

今回、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡に関しましては、震災特例法の改正により、この3年と規定されていたものが7年と読み替えられたものであります。

以上、提案しております議案第40号から議案第42号までにつきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認して下さるようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） それでは、議案第40号、2ページの第21条の2の3項、特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館云々となっております。第4項、特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館云々と続いております。第5項、当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図

書館またはとあるが、始良市で該当する事例があるのか。これは40号でございます。

次に、議案第41号、これも2ページです。附則の3項ですが、3項の中の国有資産等所在市町村交付金法とあるが、始良市に該当があるのか。あればその実態の説明を求めます。

次に、議案第42号、この新旧対照表、参考資料の新旧対照表で申し上げます。今の市長と語る会が、去る4月21日下久徳のいきいき交流センター、そして、4月22日には船津公民館で市長と語る会がなされ、私はその両日とも出席をして市長の説明、そして地元の人々のいろんな意見を聞きました。その中で、現在、蒲生に在住の若い2組のご夫妻、これは、子どももまだ保育園か小学校低学年だったと思うんですが、4人とも力強く発言をされました。現在は、蒲生地区に住み有機農業に従事しているとのことでした。今回のこの法改正により、どのような影響がありますか。説明を求めます。

○総務部長（屋所克郎君） お答え申し上げます。

今、提案理由の中で詳しく説明したわけですが、そのほかに主な改正点につきまして説明をした後に回答をしたいと思っております。

固定資産税につきましては、固定資産税、それから都市計画税の算出につきましては負担水準というのがございます。これは評価額に対する課税標準額の割合でございます。一時期、全国的に地価が高騰いたしまして、その変動に対しまして税負担が急増しないように、なだらかにこの課税標準額を上昇させる負担調整措置をとってきましたが、この結果が評価額と課税標準額との間に大きな開きを生じさせたところでございます。今回、住宅用地につきまして、昨年度までは負担水準の基準が80%でありましたが、平成24年度、25年度におきましては90%に引き上げるものでございます。始良市におきましては、負担水準は大部分が80%以上ということになっておりますが、基準を引き上げることで若干の税収増になるということでございます。

2問目の質問につきましては、数字的なことは担当課長に答弁させますが、田口議員の3番目の質問につきまして、私のほうから回答したいと思います。

私も市長と語る会には出席をいたしまして、関東地方から蒲生地区に移住されたという方が来ていらっしゃいましたが、たしか神奈川県の方だったと思っておりますので、今回のこの東日本大震災のこの特例につきましては、神奈川県ということで、特にその方には影響はないというふうに考えております。

1問目と2問目につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務部税務課長（小田原 優君） 税務課長の小田原でございます。よろしく申し上げます。

ただいま、3問質問を受けたところですが。

まず、最初の税条例の一部を改正するのところでの特定移行一般社団法人等の関係ですが、これは平成25年の12月から公益法人に向けての流れでございますが、財団法人や社団法人等が所有する幼稚園等があれば該当すると思っておりますけど、本市におきましては図書館や博物館等についてはありませんけど、幼稚園につきましては該当する例があるかなと思って調べてみましたが、5つほどありましたけど、1つは宗教法人、4つは学校法人で、これに該当する機関はなかったようです。このため、今回の附則21条の2の追加に関しましての該当する対象法人はないようです。

それから、2番目の都市計画税のほうでの改正ですが、これは、先ほど部長のほうからも若干、土地をめぐる評価水準の経緯につきましては全国でばらばらの評価水準という形で、それを是正するための措置が行われております。今回の改正におきまして、始良の場合は、ほとんど水準のほう80%

から90%ラインに近い評価水準の物件が多いということであまり影響はないんですが、本市のほうで今回の改正で影響を受ける分につきまして、評価水準の負担水準の80%ラインの土地を抽出しまして計算しているところでは、都市計画税におきましては118万5,000円ほどの税収増となります。

それから、3番目の国民健康保険税の一部を改正する条例でのくんだりでございます。始良市には、現在2世帯の方がおられるんじゃないかというふうに考えておるんですが、今回の改正につきましては、被災地で家屋を失った方が住めなくなったということで、その土地を手放すときの控除でございます。租税特別措置法のほうでは、災害等に遭われた方で、その不動産、土地を特に手放す場合は、3年以内に手放した場合には該当するというふうになってます。ところが、今回、東日本大震災の場合については、まだまだ、なかなか買い手もないということで、この適用を受けるにはちょっと厳しいんじゃないかということで、震災特例法の改正におきまして、この租税特別措置法の3年というものを7年に読みかえる提案がされております。で、これを改正を受けまして地方税法の一部が改正されて、それを受けて今回始良市の税条例の附則のほうにこの分を特別措置として追加をしています。それで、今回市内に転入されてる方でこの適用を受ける方がいるかということであれば、まだ現在のところ売却されてる方もいませんし、該当者はいないというふうに考えております。

以上でございます。

○5番(田口幸一君) 今、総務部長、税務課長の詳しい答弁、説明がございました。これを受けて、また私も勉強してみたいと思います。

以上で終わります。

○議長(兼田勝久君) ほかに質疑はありませんか。

○13番(里山和子君) 議案第40号についてですけれども、この議案の5ページに、上のほうに負担水準が10分の8から10分の9へ、0.8から0.9へというふうにアップするわけですが、このアップによる市民の増税額はどのくらいになるのかどうかということが、まず1点です。

それから、そこが固定資産税の宅地等や農地に対する特例措置の一部見直しという部分になると思いますけれども、この影響額は幾らなのかということです。

それから、特別土地保有税で何か答弁がはっきりよくわからない、聞こえない部分もあるんですけれども、この図書館とか幼稚園とか博物館を所有する一般社団法人等の非課税の特例適用の申告について規定する項目が附則第21条の2として新たに追加とあるんですけれども、この影響はどうなるのか。もう1回、明確にはっきりと、後ろのほうでもわかるようにご説明ください。

それから、都市計画税ですけれども、議案第41号になります。この条例を見てみますと、新旧対照表の1ページですけれども、これは3項になるんですかね、前項の規定の適用を受ける商業地等というふうに、旧のほうでは住宅用地または商業地等とあるのが改正後は商業地等というふうに変わっているんですけれども、これは、どうして住宅用地が外されたのかどうか、この外されたことによる影響額はどのように変わってくるのか、お知らせください。都市計画税は以上です。

それから、国民健康保険税条例の議案第42号については3,000万円までの特別控除があったわけですが、これを3年から7年に延長というふうに改正されるわけですが、この居住用財産売却にかかった特別控除になるわけですが、これが国保税との関連でどのように関係してくるの

か、そのあたりをお聞かせください。

○総務部税務課長（小田原 優君） ただいまの里山議員のご質問に、4点ほどありましたけど、お答えさせていただきます。

まず最初は、一番最後の部分の国保税との関連なんですけど、よろしいでしょうか。聞こえますでしょうか。国保税につきましては、通常の市の税金、市民税等の課税とは違っていて、通常の場合は所得からいろんな、医療控除とか、そういったものを引きます。その上で、税率を掛けるなんですけど、国保税につきましては、所得のほうから33万の分を引いた分に対しての課税でございます。これについて所得からその3,000万——今回の災害における特定控除の3,000万です——それを引いた分、残りについて掛けますんで、大部分、3,000万円分が安くなるということです。その特例でございます。

それから、最初の一般社団法人の関係ですが、始良市におきましては、今回の改正による社団法人は財団法人と社会法人のこの2つなんですけど、始良市におけるその2つの法人で幼稚園等の施設を設置してる団体というのはございませんので、今回の改正によって影響を受ける団体はないようです。

それから、先ほどの宅地についてはもう外されたという特例措置です。これにつきましては、住宅用地には通常6分の1、家を建てた場合には人が住むということで6分の1の減額措置があります。それから、200m²を超える場合については3分の1という特例措置があって、住宅用地につきましてはいろいろな特例がございます。ただ、商業地につきましては住宅等が建っておりませんので、こういった特別な特例を受けてるのはございません。それで、住宅用地と商業地等については、以前から、特例の水準というか、それが差がございますので、住宅用地に関する特例については今後見直していくべきじゃなかろうかということで、政府の税調のほうでも論議されてます。その結果を受けての今回の改正だと思えます。影響額につきましては、固定資産税のほうですが、税収としては今回固定資産税のほうでは829万1,000円というふうに、これは概要調書から引き出した数字ですけど、その分が税収増というふうになるようです。829万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○13番（里山和子君） 議案40号では10分の8が10分の9になる、これ負担水準が上がるわけですから当然増税になってくると思うんですけども、市民の負担として増税になる額はどのくらいなのかということをお答えいただきたいのと。

都市計画税は、先ほど増税が118万5,000円という部分と固定資産税として829万1,000円ですか、の増税になるというようなことでしたけれども、それで、市民の負担はこの2つの部分の増税というふうに理解していいのかどうか。

それから、最後の国保税ですけれども、3,000万円を控除して、それに国保税を掛けるわけでしょうけれども、資産割のところですね、その3年間で7年間に延長されたことによってどのくらいの影響額が出てくるのかどうか。そのあたりをお聞かせください。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、固定資産税の増は、先ほど申しましたように829万1,000円、それから、都市計画税の増額の

ほうは118万5,000円というふうに試算をしております。ただ、先ほど私が申しましたように、これはまだ、評価額と、その課税標準額の割合というのが90%にした場合でございますので、本来ならばこれが等しくなると100%にならなければならないということでございますので、全体的に見れば確かに増税にはなりますけれども、まだ住民の方には10%程度は、まだ全体的に見ますと100%に達していないというふうに理解をしていただきたいと思います。

それと、国保のその東日本大震災の件でございますが、これはもう全国的なことでございますので、今、7年後にどれぐらいの、その試算と申しますか、影響があるのかというのは、全国的な例は私どものほうではわからないというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号、議案第41号、議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第40号、議案第41号、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） まず、議案第40号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 議案第40号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）について反対討論いたします。

期間延長とかいろいろ見直しがあるわけですがけれども、この固定資産税におきまして負担水準がアップするというので、10分の8から10分の9へ、0.8から0.9へということで、負担の水準が上がるためにその固定資産税の影響額が829万1,000円ということで、市民にとっては増税になるということで反対討論としておきたいと思います。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第40号について採決します。この採決は起立によって行います。議案第40号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。したがって、議案第40号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第41号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 議案第41号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）の件につきまして反対討論いたします。

この部分、条例の改正になるわけですが、附則の第3項のところ住宅用地または商業地等にかかる平成21年度から23年度までと旧のほうにあるんですけど、改正後は前項の規定の適用を受ける商業地等にかかる24年度から26年度までのというふうにあります。住宅用地が外されてきているわけですから、この部分で都市計画税への影響額が118万5,000円というふうな市民にとっての増税になっているようですので反対討論といたしておきたいと思っております。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第41号について採決します。この採決は起立によって行います。議案第41号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。したがって、議案第41号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第42号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第42号について採決します。この採決は起立によって行います。議案第42号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、議案第42号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） ここでしばらく休憩します。

(午前10時38分休憩)

○議長（兼田勝久君） 執行部の皆さんは、これで退席してください。

[執行部退席]

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分開議)

○副議長（出水昭彦君） ただいま、兼田勝久議長から議長の辞職願が提出されましたので、副議長が議長の職務を行います。

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。

ここで議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

○副議長（出水昭彦君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、兼田勝久議員の退席を求めます。

[兼田勝久議員退席]

○副議長（出水昭彦君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小川博文君） 辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。

兼田勝久議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。したがって、兼田勝久議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

○副議長（出水昭彦君） ここでしばらく休憩します。

(午前10時45分休憩)

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時02分開議)

○副議長（出水昭彦君） ただいま議長が欠けました。

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思
いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を
行うことに決定しました。

○副議長（出水昭彦君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

○副議長（出水昭彦君） 議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（出水昭彦君） ただいまの出席議員は、29名です。

○副議長（出水昭彦君） 次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に萩原哲郎議員と小山田邦弘議員を指名します。

○副議長（出水昭彦君） 投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（出水昭彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 配付漏れなしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） 投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（出水昭彦君） 異状なしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますの
で、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 本村良治議員 | 2 番 笹井義一議員 |
| 3 番 湯元秀誠議員 | 4 番 安田 久議員 |
| 5 番 田口幸一議員 | 6 番 湯之原一郎議員 |
| 7 番 法元隆男議員 | 8 番 有馬研一議員 |
| 9 番 森 弘道議員 | 10 番 和田里志議員 |

- | | |
|-------------|-------------|
| 11番 竹下日出志議員 | 12番 出水昭彦議員 |
| 13番 里山和子議員 | 14番 河東律子議員 |
| 15番 堂森忠夫議員 | 16番 東馬場弘議員 |
| 17番 上村 親議員 | 18番 玉利道満議員 |
| 19番 神村次郎議員 | 20番 谷口義文議員 |
| 21番 隈元康哉議員 | 22番 新福愛子議員 |
| 23番 湯川逸郎議員 | 24番 堀 広子議員 |
| 25番 萩原哲郎議員 | 26番 小山田邦弘議員 |
| 28番 川原林晃議員 | 29番 森川和美議員 |
| 30番 兼田勝久議員 | |

○副議長（出水昭彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 投票漏れなしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） 投票を終わります。

開票を行います。萩原議員と小山田議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○副議長（出水昭彦君） 投票の結果を報告します。

投票総数29票、有効投票27票、無効投票2票。

有効投票のうち、森川和美議員7票、玉利道満議員18票、里山和子議員2票。

以上のとおりです。

○副議長（出水昭彦君） この投票の法定得票数は7票です。

したがって、玉利道満議員が当選されました。

○副議長（出水昭彦君） 議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（出水昭彦君） ただいま議長に当選されました玉利道満議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

玉利道満議員、議長当選承認及びあいさつをお願いします。

○18番（玉利道満君） ただいま議長として選任をしていただきました。身の引き締まる思いでございます。

新市発足2年という節目であり、議会基本条例の具現化、これが商議の急ぐ点でございます。議会が一体となって取り組むときでもあります。皆様方のご協力をいただきながら、市民に開かれた自由でそして闊達な議論が行われて、市民の負託にこたえるように努力をしたいと考えております。

重ねて議員の皆様方のご鞭撻とご協力をお願い申し上げてあいさつといたします。どうも本当にありがとうございました。

○副議長（出水昭彦君） 玉利道満議長、議長席にお着き願います。

これで私の職務が全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

[玉利道満議長、議長席に着く]

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。全員そろうまでの休憩といたします。おおむね10分でしょうかね。

(午前11時17分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に続き会議を開きます。

(午前11時26分開議)

○議長（玉利道満君） ただいま出水昭彦副議長から副議長の辞職願が提出されました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ここで副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、出水昭彦議員の退席を求めます。

[出水昭彦議員退場]

○議長（玉利道満君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小川博文君） 辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので副議長を許可されるようお願い出ます。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

出水昭彦議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、出水昭彦議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩します。

(午前11時28分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午前11時52分開議）

○議長（玉利道満君） ただいま副議長が欠けました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

○議長（玉利道満君） 議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（玉利道満君） ただいまの出席議員は、29人です。

○議長（玉利道満君） 次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に川原林晃議員と森川和美議員を指名します。

○議長（玉利道満君） 投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（玉利道満君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 配付漏れなしと認めます。

○議長（玉利道満君） 投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（玉利道満君） 異状なしと認めます。

○議長（玉利道満君） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

1 番 本村良治議員

2 番 笹井義一議員

- | | |
|-------------|-------------|
| 3番 湯元秀誠議員 | 4番 安田 久議員 |
| 5番 田口幸一議員 | 6番 湯之原一郎議員 |
| 7番 法元隆男議員 | 8番 有馬研一議員 |
| 9番 森 弘道議員 | 10番 和田里志議員 |
| 11番 竹下日出志議員 | 12番 出水昭彦議員 |
| 13番 里山和子議員 | 14番 河東律子議員 |
| 15番 堂森忠夫議員 | 16番 東馬場弘議員 |
| 17番 上村 親議員 | 18番 玉利道満議員 |
| 19番 神村次郎議員 | 20番 谷口義文議員 |
| 21番 隈元康哉議員 | 22番 新福愛子議員 |
| 23番 湯川逸郎議員 | 24番 堀 広子議員 |
| 25番 萩原哲郎議員 | 26番 小山田邦弘議員 |
| 28番 川原林晃議員 | 29番 森川和美議員 |
| 30番 兼田勝久議員 | |

○議長（玉利道満君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 投票漏れなしと認めます。

○議長（玉利道満君） 投票を終わります。

開票を行います。川原林議員と森川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（玉利道満君） 投票の結果を報告します。

投票総数29票、有効投票29票、無効投票 0票。

有効投票のうち、田口幸一議員6票、河東律子議員3票、有馬研一議員7票、湯元秀誠議員13票。

以上のとおりです。

○議長（玉利道満君） この投票の法定得票数は8票です。

したがって、湯元秀誠議員が当選されました。

○議長（玉利道満君） 議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（玉利道満君） ただいま副議長に当選されました湯元秀誠議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

湯元秀誠議員、副議長当選承認及びあいさつをお願いいたします。

○3番（湯元秀誠君） まず、今回の副議長選挙において、私を含め4名、本当に3名の方の先ほどの表明のあいさつにもございましたが、素晴らしい方々が一緒にこの選挙は戦われたちゅうことは敬意をもって感謝申し上げます。

今、副議長としての任を受けましたが、しっかりと議長を補佐し、またこの後にお決まりになる議会運営委員の皆様方とも強い連携を保って、議会運営にもかかわりを持って変わっていきたいと思います。

私は横山、前亡くなられた議員とほんの数10m、前はほんと漆の背戸家に住んでらっしゃったわけですが、非常に近くで暮らしてまいりまして、選挙のときは大変な、2人とも大変な思いがあったわけですが、選挙は1週間、おつき合いは365日ということで、私は横山議員とも関係を保ってまいりました。きょうの選挙は終わりましたが、今私があるような気持ちでいるということもお察しいただきながら、今後、ご3名の方を含めご協力をよろしくお願ひしたいと思います。簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩をします。

（午後0時07分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第8、選任第1号 常任委員の選任を行います。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、総務委員に河東律子議員、出水昭彦議員、小山田邦弘議員、堂森忠夫議員、上村親議員、東馬場弘議員、田口幸一議員、玉利道満議員、以上8名。市民福祉委員に竹下日出志議員、安田久議員、神村次郎議員、里山和子議員、森弘道議員、法元隆男議員、兼田勝久議員、以上7名。産業文教委員に有馬研一議員、湯之原一郎議員、新福愛子議員、堀広子議員、谷口義文議員、隈元康哉議員、川原林晃議員、以上7名。建設水道委員に湯川逸郎議員、萩原哲郎議員、和田里志議員、湯元秀誠議員、森川和美議員、本村良治議員、笹井義一議員、以上7名をそれぞれ指名いたします。

○議長（玉利道満君） これから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれ常任委員会において互選することになっています。さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

委員会の場所を次のとおり定めます。

総務常任委員会は第1委員会室、産業文教常任委員会は第2委員会室、建設水道常任委員会は第3委員会室、市民福祉常任委員会は第4委員会室として、直ちに互選をしていただきたいと思います。

ここでしばらく休憩いたします。

(午後 1 時18分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時13分開議)

○議長（玉利道満君） 常任委員会の委員長と副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、お知らせします。

総務常任委員長に上村親議員、副委員長に堂森忠夫議員、市民福祉委員長に森弘道議員、副委員長に法元隆男議員、産業文教委員長に湯之原一郎議員、副委員長に堀広子議員、建設水道委員長に湯川逸郎議員、副委員長に和田里志議員、以上のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第 9、選任第 2 号 議会運営委員の選任を行います。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、議長が指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

議会運営委員は、上村親議員、東馬場弘議員、森弘道議員、法元隆男議員、湯之原一郎議員、谷口義文議員、湯川逸郎議員、萩原哲郎議員と副議長の湯元秀誠議員、以上 9 人を議会運営委員に指名いたします。

○議長（玉利道満君） これから議会運営委員会の正副委員長の互選のため、ここでしばらく休憩します。

すぐ再開いたします。そのままをお願いいたします。

(午後 2 時15分休憩)

○議長（玉利道満君） 続けて、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時15分開議)

○議長（玉利道満君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、お知らせいたします。

委員長に法元隆男議員、副委員長に萩原哲郎議員、以上のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第10、選任第 3 号 広報等調査特別委員会委員の選任を行います。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

広報等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

広報等調査特別委員会委員は、河東律子議員、小山田邦弘議員、竹下日出志議員、安田久議員、湯之原一郎議員、新福愛子議員、湯元秀誠議員、笹井義一議員、以上8人を広報等調査特別委員に指名いたします。

○議長（玉利道満君） これから広報等調査特別委員会の、正副委員長の互選のため、ここでしばらく休憩をします。

(午後2時16分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時16分休憩)

○議長（玉利道満君） 広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に河東律子議員、副委員長に新福愛子議員、以上のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第11、発議第6号 始良市議会改革推進特別委員会設置に関する決議を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号は 会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

発議第6号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

出水議員、登壇ください。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） なしと認めます。出水議員降壇ください。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから、発議第6号 始良市議会改革推進特別委員会設置に関する決議を採択します。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

発議第6号、始良市議会改革推進特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） ただいま設置されました始良市議会改革推進特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり議長を除く全議員を指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから、始良市議会改革推進特別委員会の正副委員長の互選のため、ここでしばらく休憩します。

(午後2時19分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時19分開議)

○議長（玉利道満君） 始良市議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に出水昭彦議員、副委員長に法元隆男議員、以上のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議席の一部変更を議題とします。

今回、公明党及び共産党議員より、本会議における党内意見調整のため、議席変更の申し出がありました。会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を次のように変更したいと思います。

新福議員の議席を12番、湯川議員の議席を13番、出水議員の議席を22番、里山議員の議席を23番に、それぞれ変更したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように変更することに決定しました。

○議長（玉利道満君） ここで、副議長と交代します。

[湯元秀誠副議長、議長席に着く]

○副議長（湯元秀誠君） ここで、議長の常任委員辞任の件を議題とします。

議長の除斥を求めます。

[玉利道満議長退場]

○副議長（湯元秀誠君） 玉利議長から、議会全体の統理をする立場にあるため、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

○副議長（湯元秀誠君） お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（湯元秀誠君） 異議なしと認めます。

したがって、玉利議長の常任委員の辞任の件は許可することに決定しました。

ここで議長と交代します。

[玉利道満議長、議長席に着く]

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成24年第1回始良市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さんでございました。

(午後2時23分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会前議長

始良市議会新議長

始良市議会前副議長

始良市議会新副議長

始良市議会議員

始良市議会議員